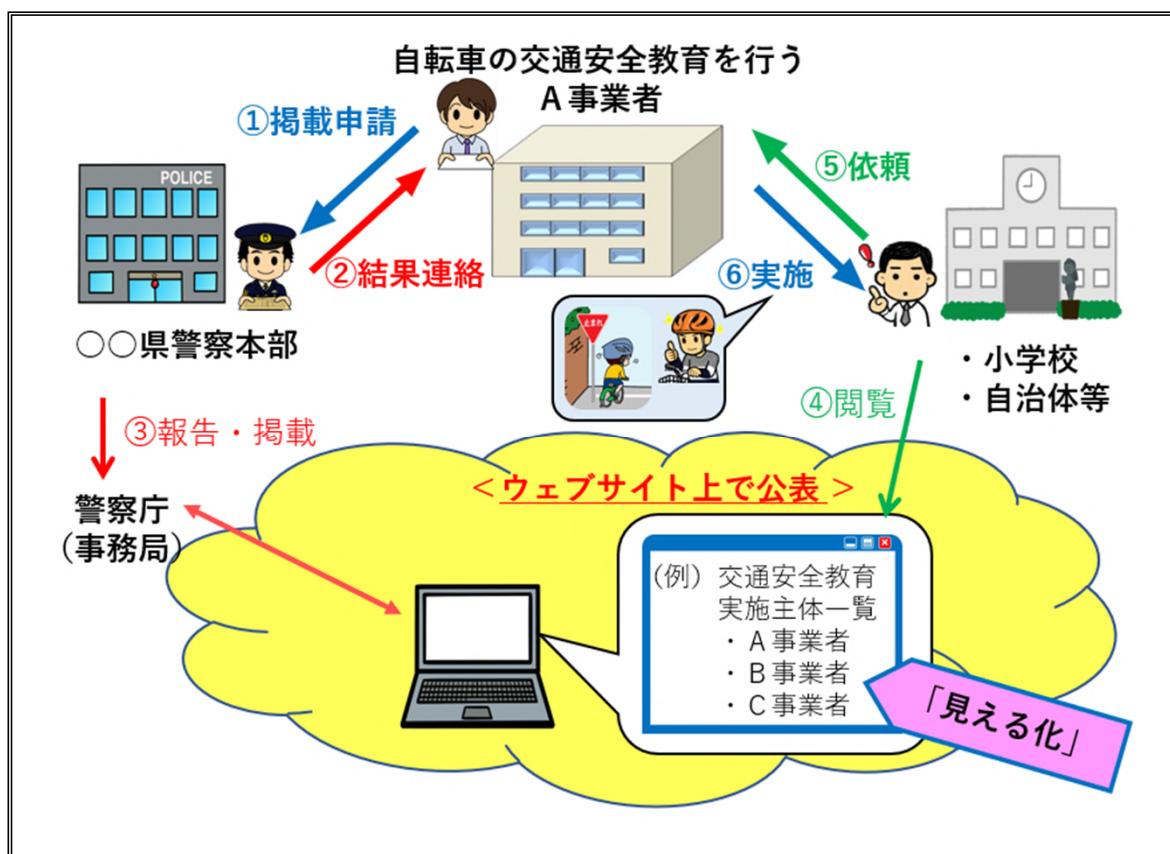


8 自転車の交通安全教育実施事業者公表制度

「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」は、このガイドラインに即した効果的な自転車の交通安全教育を行う事業者・団体等を、警察において「自転車の交通安全教育実施事業者」として公表する制度です。自転車の交通安全教育の需要（自転車の交通安全教育の実施に関する学校や自治体等のニーズ）と供給（事業者・団体等による交通安全教室等のシーズ）のマッチングを促進し、自転車の交通安全教育の充実化を図ることを目的としています。

公表の対象となる事業者・団体等については、各都道府県警察のウェブサイトのほか、警察庁の「自転車ポータルサイト」に掲載します。

※ 「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」は、令和8年以降に開始予定です。



<自転車ポータルサイト (<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>) >